

各種申請等に必要書類

(1) 風俗営業の申請に必要な書類一覧表

必要書類		申請種別		許可申請	相続承認(注1)	法人合併承認(注1)	法人分割承認(注1)	許可証の書換え	変更承認	変更届出(注1)	許可証の返納(注2)	特例認定	
		許可申請	特例認定										
許可申請書		○										規則様式別記様式第1号(業種によりA、B、C等)	
相続承認申請書			○									規則様式別記様式第6号	
合併承認申請書					○							規則様式別記様式第7号	
分割承認申請書						○						規則様式別記様式第8号	
許可証書換え申請書								○				規則様式別記様式第9号	
変更承認申請書									○			規則様式別記様式第10号	
変更届出書										○		規則様式別記様式第11号	
返納理由書											○	規則様式別記様式第12号	
認定申請書											○	規則様式別記様式第13号	
営業方法を記載した書類		○										○ 規則様式別記様式第2号(業種によりA、B、C)	
営業所の使用権原を疎明する書類		○						※				登記簿謄本及び、賃貸借契約書の写し、賃貸借人の使用承諾書(風俗営業の承諾)など	
営業所の平面図		○						※	※			○ 距離・面積が分かるもの	
営業所周辺の略図		○										○ 保全対象施設との位置関係が記載された図面	
個人	住民票の写し	△	○							※		本籍・国籍等の記載があるもの	
	誓約書	○	○							※		法第4条第1項第1号から第10号に該当しないことを誓約する書面	
	市町村長等の証明書(身分証明書)	△	○							※		法第4条第1項第1号に該当しないことを確認する書面	
法人	定款	△								※			
	登記事項証明書	△								※		法人の登記簿謄本又は登記事項証明書	
	役員	住民票の写し	△	○							※		本籍・国籍等の記載があるもの
		誓約書	○								※		法第4条第1項第1号から第9号に該当しないことを誓約する書面
市町村長等の証明書(身分証明書)		△	○							※		法第4条第1項第1号に該当しないことを確認する書面	
管理者	住民票の写し	○								※		本籍・国籍等の記載があるもの	
	誓約書(2種類)	○								※		・誠実に業務を行うことを誓約する書面 ・法24条第2項各号に該当しないことを誓約する書面	
	市町村長等の証明書(身分証明書)	○								※		法第4条第1項第1号に該当しないことを確認する書面	
	管理者の写真(2枚)	○								※		6ヶ月以内撮影のもので正面、無帽、無背景(3×2.4型)	
パチンコ	遊技機の検定通知書又は認定通知書の写し	○						※	※	※		検定通知書(甲)又は認定通知書の写し	
	遊技機の保証書	○						※	※	※		遊技機メーカー作成のもの	
相続人との続柄を証明する書面			○									戸籍謄本など	
相続人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書			○									申請者以外に相続人がいる場合、全員分	
合併契約書の写し					○								
分割契約書又は分割計画書						○							
役員就任予定者	氏名及び住所を記載した書面				○	○							
	住民票の写し				○	○						本籍・国籍等の記載があるもの	
	誓約書				○	○						法第4条第1項第1号から第9号に該当しないことを誓約する書面	
	市町村長等の証明書(身分証明書)				○	○						法第4条第1項第1号に該当しないことを確認する書面	
許可証								○			○		
誓約書(特例認定用)											○	法第10条の2第1項各号のいずれにも該当することの誓約書	

○ 注1は、許可証の記載事項に変更が生じる場合、許可証の書換え申請も必要となるものです。
 ○ 注2(許可証の返納)は、許可証のほか、管理者証及び標識(緑色ステッカー、剥がしたもので破損可)も一緒に返納してください。
 ○ ※印は、該当する場合にのみ添付する書類です。
 ○ △印は、既に千葉県公安委員会の許可を受けている風俗営業者で、その内容に変更がない場合、省略することができる書類です。

(2) 性風俗関連特殊営業の届出に必要な書類一覧表

必要書類		申請種別					届出事項の変更		
		店舗型性風俗特殊営業の届出	無店舗型性風俗特殊営業の届出	映像送信型性風俗特殊営業の届出	店舗型電話異性紹介営業の届出	無店舗型電話異性紹介営業の届出	営業の廃止		
店舗型性風俗特殊営業開始届出書		○						規則様式別記様式第17号	
無店舗型性風俗特殊営業開始届出書			○					規則様式別記様式第25号	
映像送信型性風俗特殊営業開始届出書				○				規則様式別記様式第31号	
店舗型電話異性紹介営業開始届出書					○			規則様式別記様式第34号	
無店舗型電話異性紹介営業開始届出書						○		規則様式別記様式第37号	
廃止届出書							○	営業の種別により 規則様式別記様式第18号又は第26号	
変更届出書							○	営業の種別により 規則様式別記様式第19号又は第27号	
営業の方法		○						規則様式別記様式第20号	
			○					規則様式別記様式第28号	
				○					規則様式別記様式第32号
					○				規則様式別記様式第35号
						○		規則様式別記様式第38号	
営業所の使用権原を疎明する書類		○	□	○	○	○		登記簿謄本及び、賃貸借契約書の写し、賃貸借人の使用承諾書（性風俗営業の承諾）など	
営業所の平面図		○	☆		○		※	出入り口の位置、いす及びテーブルの配置等が分かるもの	
営業所周辺の略図		○	◇		○			保全対象施設との位置関係が記載されたもの	
個人	住民票の写し（外国人も含む）	△	○	△	△	○	※	本籍・国籍等の記載があるもの	
法人	定款	△	○	△	△	○	※		
	登記事項証明書	△	○	△	△	○	※		
個人	役員 住民票の写し	△	○	△	△	○	※	本籍・国籍等の記載があるもの	
業務を統括管理する者に係る住民票の写し		○			○		※	本籍・国籍等の記載があるもの	
交付を受けた届出確認書							○	○	

- ※印は、該当する場合にのみ添付する書類です。
- △印は、既に千葉県公安委員会に、届出をしようとする性風俗特殊営業と同一の種別の届出をして営業を行っている方は、その内容に変更がない場合、省略することができる書類です。
- □印は、営業所の本拠地となる事務所（事務所がないときは住所）及び受付所又は待機所に係る使用権限を疎明する書類です。
- ☆印は、受付所又は待機所を設ける場合、受付所又は待機所の平面図（出入口の位置、いす及びテーブルの配置等が分かるもの）も併せて必要です。
- ◇印は、受付所を設ける場合、受付所の周囲の略図（保全対象施設との位置関係が記載されたもの）が必要です。

(3) 深夜酒類提供飲食店営業の届出に必要な書類一覧表

必要書類		申請種別	深夜酒類提供飲食店営業 (注)	営業の廃止	届出事項の変更	
深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書			○			規則様式別記様式第47号
廃止届出書				○		規則様式別記様式第18号
変更届出書					○	規則様式別記様式第19号
営業の方法を記載した書類			○			規則様式別記様式第48号
営業所の平面図			○		※	営業所の面積、出入口の位置、いす及びテーブルの配置等が分かるもの
個人	住民票の写し(外国人も含む)		△		※	本籍・国籍等の記載があるもの
法人	定款		△		※	
	登記事項証明書		△		※	
役員	住民票の写し		△		※	本籍・国籍等の記載があるもの

○ ※印は、該当する場合にのみ添付する書類です。

○ △印は、既に千葉県公安委員会に同一営業の届出をしている方で、その内容に変更がない場合、省略することができる書類です。

(4) 特定遊興飲食店営業の申請に必要な書類一覧表

必要書類		申請種別	許可申請	相続承認 (注1)	法人合併承認 (注1)	法人分割承認 (注1)	許可証の書換え	変更承認	変更届出 (注1)	許可証の返納 (注2)	特例認定	
許可申請書			○								規則様式別記様式第40号	
相続承認申請書				○							規則様式別記様式第6号	
合併承認申請書					○						規則様式別記様式第7号	
分割承認申請書						○					規則様式別記様式第8号	
許可証書換え申請書							○				規則様式別記様式第9号	
変更承認申請書								○			規則様式別記様式第10号	
変更届出書									○		規則様式別記様式第11号	
返納理由書										○	規則様式別記様式第12号	
認定申請書										○	規則様式別記様式第13号	
営業方法を記載した書類			○								○ 規則様式別記様式第41号	
営業所の使用権原を疎明する書類			○								登記簿謄本及び、賃貸借契約書の写し、賃貸借人の使用承諾書(特定遊興の承諾)など	
営業所の平面図			○					※	※		○ 距離・面積が分かるもの	
営業所周辺の略図			○								○ 保全対象施設との位置関係が記載された図面	
個人	住民票の写し		△	○					※		本籍・国籍等の記載があるもの	
	誓約書		○	○					※		法第4条第1項第1号から第10号に該当しないことを誓約する書面	
	市町村長等の証明書(身分証明書)		△	○					※		法第4条第1項第1号に該当しないことを確認する書面	
法人	定款		△						※			
	登記事項証明書		△						※		法人の登記簿謄本又は登記事項証明書	
	役員	住民票の写し		△	○					※		本籍・国籍等の記載があるもの
		誓約書		○						※		法第4条第1項第1号から第9号に該当しないことを誓約する書面
市町村長等の証明書(身分証明書)			△	○					※		法第4条第1項第1号に該当しないことを確認する書面	
管理者	住民票の写し		○						※		本籍・国籍等の記載があるもの	
	誓約書(2種類)		○						※		・誠実に業務を行うことを誓約する書面 ・法24条第2項各号に該当しないことを誓約する書面	
	市町村長等の証明書(身分証明書)		○						※		法第4条第1項第1号に該当しないことを確認する書面	
	管理者の写真(2枚)		○						※		6ヶ月以内撮影のもので正面、無帽、無背景(3×2.4寸)	
相続人との続柄を証明する書面				○							登記簿謄本など	
相続人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書				○							申請者以外に相続人がいる場合、全員分	
合併契約書の写し					○							
分割契約書又は分割計画書						○						
役員就任予定者	氏名及び住所を記載した書面				○	○						
	住民票の写し				○	○					本籍・国籍等の記載があるもの	
	誓約書				○	○					法第4条第1項第1号から第9号に該当しないことを誓約する書面	
	市町村長等の証明書(身分証明書)				○	○					法第4条第1項第1号に該当しないことを確認する書面	
許可証							○			○		
誓約書(特例認定用)										○	法第10条の2第1項各号のいずれにも該当することの誓約書	

○ 注1は、許可証の記載事項に変更が生じる場合、許可証の書換え申請も必要となるものです。

○ 注2(許可証の返納)は、許可証のほか、管理者証及び標識(赤色ステッカー、剥がしたもので破損可)も一緒に返納してください。

○ ※印は、該当する場合にのみ添付する書類です。

○ △印は、既に千葉県公安委員会の許可を受けている風俗営業者で、その内容に変更がない場合、省略することができる書類です。